

クレーン運転特別教育のご案内

商 工 会 工 業 部 会
部 会 長 渡 邊 順 一
(公 印 省 略)

時下、ますますご清祥の事とお慶び申し上げます。

日頃より、当商工会工業部会の活動に対し、ご協力ご支援を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、吊り上げ荷重 5 トン未満のクレーン運転業務につかせる時は、「クレーン取扱業務等特別教育規程」に基づく特別の教育を行うことが、事業者には義務付けられております。(労働安全衛生法第 59 条第 3 項、労働安全衛生規則第 36 条第 15 号、クレーン等安全規則第 21 条第 1 号)

そこで、銚子労働基準協会では標記講習について下記のとおり開催されますので、ご案内申し上げます。尚、玉掛技能講習修了者であっても標記の業務に就かせるときは、この教育を修了していることが必要ですので、ご注意ください。

記

1. 講習日程

- ①学 科 令和 7 年 9 月 1 日 (月) 午前 9 時～午後 5 時
銚子市勤労コミュニティセンター (銚子市若宮町 1-1)
- ②実 技 令和 7 年 9 月 13 日 (土) 午前 8 時 30 分～午後 3 時 30 分
新日本プラス (株) (旭市鎌数 5844-3) TEL0479-62-0444

2. 講習内容

学 科		実 技	
1. クレーンに関する知識	3 時間	1. クレーンの運転	3 時間
2. クレーンの運転に必要な力学に関する知識	2 時間	2. クレーン運転のための合図	1 時間
3. 原動機及び電気に関する知識	3 時間		
4. 関係法令	1 時間		

3. 受 講 料 銚子労働基準協会会員 13,915 円 (講習料 11,100 円 消費税 1,110 円 テキスト代 1,550 円 消費税 155 円)
非会員 16,115 円 (講習料 13,100 円 消費税 1,310 円 テキスト代 1,550 円 消費税 155 円)

※申込後にキャンセルした場合の受講料は返却出来ません。

4. 募集人数 50 名 (当会工業部会だけの定員でなく、講習全体の定員です。)

5. 申込方法 別添の「クレーン運転特別教育申込書」に所定事項を記入の上、受講料を添えて、
匝瑳市商工会へお申込み下さい。※電話・FAXでのお申込みは出来ません。

6. 申込締切 令和 7 年 8 月 8 日(金)まで ※但し、定員になり次第締切りです

7. その他 ①筆記用具をご持参下さい。

②実技講習の際は、作業服・ヘルメット・軍手・安全靴をご用意下さい。

※旧姓を使用した氏名又は通称の併記を希望する場合は、戸籍抄本、住民票の写し (市町村が発行した原本でマイナンバーの記載がないもの) 等、公的機関の証明書で旧姓又は通称が確認できるものを添付してください。